

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書【令和7年1月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和7年1月30日終了。本評価書において評価を行っていた事務は、評価書番号9「予防接種に関する事務」の特定個人情報保護評価書に統合しました。

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に住所を有する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施する。 特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ⑥ワクチン接種記録システム(VRS)への接種記録等の登録及び管理 ⑦ワクチン接種記録システム(VRS)での新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	保健衛生システム、宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、番号連携サーバー、中間サーバー、既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)番号法第9条第1号(利用範囲)(別表第一10項) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二) ・情報照会の根拠 16の2の項、17の項、18の項、19の項 ・情報提供の根拠 16の2の項、16の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市 総務部 総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市 政策部 デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、システムで照会を行う際には4情報又は住所を含めた3情報により行う事を厳守している。また、接種証明書の交付時に申請者からマイナンバーの提供を受け、システムから交付する際には、記載されたマイナンバーを複数人で確認しながら対応することから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月13日	I-5-①部署	健康部 新型コロナウイルスワクチン接種実施本部	健康福祉部 コロナワクチン接種事業課	事後	組織機構の改正により重要な変更にあたらないため
令和4年7月13日	I-5-②所属長の役職	事務局次長	課長	事後	組織機構の改正により重要な変更にあたらないため
令和4年7月13日	I-8-連絡先	松江市 政策部 情報統計課	松江市 政策部 デジタル戦略課	事後	組織機構の改正により重要な変更にあたらないため
令和4年7月13日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月12日 時点	令和4年7月13日 時点	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和4年7月13日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月12日 時点	令和4年7月13日 時点	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	I-1-②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に住所を有する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施する。 特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ⑥ワクチン接種記録システム(VRS)への接種記録等の登録及び管理 ⑦ワクチン接種記録システム(VRS)での他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑧ワクチン接種記録システム(VRS)での新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に住所を有する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施する。 特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ⑥ワクチン接種記録システム(VRS)への接種記録等の登録及び管理 ⑦ワクチン接種記録システム(VRS)での新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	I-3法律上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)番号法第9条第1号(利用範囲)(別表第一10項) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)番号法第9条第1号(利用範囲)(別表第一10項) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	I-5-①部署	健康福祉部 コロナワクチン接種事業課	健康福祉部 健康推進課	事前	組織機構の改正により重要な変更にあたらないため
令和6年5月17日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年7月13日 時点	令和6年3月22日 時点	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年7月13日 時点	令和6年3月22日 時点	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和7年1月30日	IV-8 人手を介在させる作業	-	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書【令和7年1月30日終了】	事後	評価書廃止に伴う修正
令和7年1月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言-特記事項	なし	令和7年1月30日終了。本評価書において評価を行っていた事務は、評価書番号9「予防接種に関する事務」の特定個人情報保護評価書に統合しました。	事後	評価書廃止に伴う修正
令和7年1月30日	公表日	令和6年5月17日	令和7年1月30日	事後	評価書廃止に伴う修正